

○農林水産省告示第十六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十日

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 林 芳正

「年二・一五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第七十八号

平成二十五年就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限を次のように定めたので、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第四条第一項の規定により告示する。

一 施行期日

平成二十五年十月二十八日（月）

二 場所

（都道府県） （試験場となる施設の名称）

- 北海道 北海道庁別館
青森県 青森県教育庁
岩手県 岩手県立総合教育センター
宮城県 宮城県本町分庁舎
秋田県 秋田県庁第二庁舎
山形県 山形県庁
福島県 杉妻会館
茨城県 茨城県庁
栃木県 栃木県庁南庁舎二号館
群馬県 群馬県庁
埼玉県 埼玉県民健康センター
千葉県 千葉県庁新都市ビル
東京都 東京都教職員研修センター
神奈川県 神奈川県立総合教育センター
新潟県 新潟県庁
富山県 富山県庁
石川県 石川県庁
福井県 福井県庁
山梨県 山梨県庁

○農林水産省告示第十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十日

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 林 芳正

「年二・一五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

文部科学大臣 下村 博文

（試験場となる施設の位置）

- 札幌市中央区北三条西七丁目
青森市新町二丁目三番一八号
花巻市北湯口第二地割八二番一
仙台市青葉区本町三丁目六番一六号
秋田市山王三丁目一番一
山形市松波二丁目八番一
福島市杉妻町三番四五号
水戸市笠原町九七八番六
宇都宮市埴田一丁目一番一〇号
前橋市大手町一丁目一番一
さいたま市浦和区仲町三丁目五番一
千葉市中央区中央四丁目二三番二八号
文京区本郷一丁目三番三〇号
藤沢市善行七丁目一番一
新潟市中央区新光町四番地一
富山市新給曲輪一番七号
金沢市鞍馬一丁目一番七番一
福井市大手三丁目一七番一
甲府市丸の内一丁目六番一

長野県 長野県庁

岐阜県 岐阜県総合教育センター

静岡県 静岡県教育会館

愛知県 愛知県総合教育センター

三重県 三重県庁

滋賀県 滋賀県大津合同庁舎

京都府 京都府教育庁

大阪府 大阪府立労働センター

兵庫県 兵庫県職員会館

奈良県 奈良県庁

和歌山県 和歌山県立情報交流センタービッグ・ユ

鳥取県 鳥取県庁

島根県 島根県庁

岡山県 丸の内会館

広島県 広島県庁

山口県 山口県庁

徳島県 徳島県立総合教育センター

香川県 香川県天神前分庁舎

愛媛県 愛媛県庁

高知県 高知県教育センター分館

福岡県 福岡県吉塚合同庁舎

佐賀県 佐賀県庁

長崎県 長崎県庁新別館

熊本県 熊本県庁

大分県 大分県庁舎別館

宮崎県 宮崎県庁

鹿児島県 鹿児島県庁行政庁舎

沖縄県 沖縄県庁

出願の期限等

（一）出願の期限

平成二十五年八月二十八日（水）から同年九月十三日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

（二）その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一（内線一六四三））。

土曜日、日曜日及び祝日を除く。にを行うこと。

○文部科学省告示第七十九号

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）第二条の規定、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）（第八条の規定及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号））（附則第七項の規定並びに日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号））（第三条第二項の規定に基づき、平成九年文部省告示第二一〇号（日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から長期勘定への繰入れに関し定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十日 文部科学大臣 下村 博文